



# 手当・助成・奨学金など



## 国民年金保険料の免除制度(産前産後期間)

問 国民年金室 ☎7167-1130

**対象者** 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降のかた

### 国民年金保険料が免除される期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間

なお、多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

※「出産」とは妊娠85日(4か月)以上の分娩をいい、早産・死産・流産・及び人工妊娠中絶を含みます。

**届出時期** 出産予定日の6か月前から

**届出先** 国民年金室又は沼南支所保険年金担当

## 未熟児養育医療給付事業

問 地域保健課 ☎7167-1257

指定医療機関の医師が未熟児かつ入院治療が必要と認めたおおむね出生体重2,000g未満の乳児に対して、入院中の医療費の一部を所得に応じて助成します。詳しくはお問い合わせください。

## 小児慢性特定疾病医療支援事業

問 地域保健課 ☎7167-1257

お子さまが国の定める特定の疾病を患った場合、その治療にかかる医療費の一部を助成します。

**対象** 市内在住の18歳未満のかた(継続については20歳未満)で、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病の程度に該当しているかた

**参考** 厚生労働大臣の定める小児慢性特定疾病は16疾患群(788疾病)が対象

## 自立支援医療(育成医療)

問 障害福祉課 ☎7167-1136

医療費の一部が公費で負担されます。保護者の所得などに応じて自己負担があります。所得制限もありますので、詳しくはお問い合わせください。

**対象** 18歳未満で、現存する疾患を放置すると、将来において身体に障害を残す場合に、医療によりほぼ正常と変わらない機能を回復できると判断されたかた

### 対象となる主な障害

視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう機能障害、直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、免疫機能障害、その他内臓機能障害

## 難病への見舞金

問 障害福祉課 ☎7167-1136

千葉県の特典医療費(指定難病)受給者証または柏市の小児慢性特定疾病医療受給者証の交付者に、見舞金の支給があります。詳しくは、お問い合わせください。

## 交通遺児援護基金制度

問 柏市社会福祉協議会 ☎7163-1234

### 1.千葉県社会福祉協議会が実施しているもの

**対象** 陸上の交通事故により、親かそれに代わるかたを亡くされた18歳未満の遺児(世帯)。ただし、再婚などにより亡くなったかたに代わるかたがいる場合は対象外です。

**内容** 見舞金、勉学奨励金(小・中学校入学時)、激励金(中学校・高校卒業時)、受験費用助成金

### 2.柏市社会福祉協議会が実施しているもの

**対象** 交通事故を原因として、遺児等養育手当(P91参照)を受けている遺児(世帯)

**内容** 交通遺児援護金、交通遺児高等学校入学支度金

## 生活保護制度

問 生活支援課 ☎7167-1138

生活支援課へお越しいただくか電話でご相談ください。

### 生活保護を受ける前に

- ①現金、預貯金などがある場合は、まずその資産で生活してください。
- ②働ける人は、能力に応じて働いてください。
- ③他の法律や制度で受給できるものがあれば、まずそちらを活用してください。
- ④親・子・兄弟などから援助を受けることができるかたは、援助を受けてください。  
これらのことを活用しても、なお生活に困っている場合は、国が定める最低生活費に足りない部分を支援します。

## 福祉資金貸付制度

問 柏市社会福祉協議会 ☎7163-1234

低所得世帯を対象とし、他の制度において融資が困難な世帯に対する貸付けを行います。

- 貸付資金の種類** 一般貸付(一時的に生計を維持するための資金)  
特別貸付(療養・入学・葬祭・出産・災害援護等緊急的に必要な資金)  
※特別貸付には連帯保証人が必要  
※貸付けには各種要件及び審査があります。事前にご相談ください。

## 生活福祉資金貸付制度

問 柏市社会福祉協議会 ☎7163-1234

主に低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯(手帳取得者)を対象とし、他の制度において融資が困難な世帯に対する貸付けを行います。

※他制度の融資が優先されます。貸付けには各種要件及び審査があります。事前にご相談ください。

- 貸付の種類**
- ①総合支援資金(離職者等の生活再建に必要な資金)
  - ②福祉資金(生業、転宅、療養、災害援護、福祉用具、住宅改修、障害者用自動車購入等)
  - ③緊急小口資金(緊急かつ一時的に要する生活費)
  - ④教育支援資金(入学・修学に必要な資金※中学生以下を除く)
  - ⑤不動産担保型生活資金(高齢者が居住用の住宅を担保にした生活費)
  - ⑥臨時特例つなぎ資金(住居のない離職者の公的給付及び公的貸付が開始されるまでの生活費)

## 国の教育ローン

**問** 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター  
ナビダイヤル ☎0570-008656 または ☎03-5321-8656

高校、大学、専修学校などに入学または在学するかたの保護者に対して、入学金、受験費用などの入学費用や授業料、通学費などの在学費用を貸付ける制度です(母子家庭などへの優遇措置有)。詳しくは電話でお問合せまたは、ホームページ(<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>)をご覧ください。



## 千葉県奨学資金

**問** 在籍する学校、または、千葉県教育庁企画管理部財務課 ☎043-223-4027

高等学校等に在学している、経済的理由で修学が困難なかたへ奨学資金を貸付けます。

**対象** 保護者が千葉県内に住所を有し、高等学校等に在学する生徒(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程も含む)

## あしなが育英会奨学金

**問** あしなが育英会 ☎0120-77-8565

高校、大学、専門学校などに進学を希望している、または在学している学生で経済的に苦しい遺児、あるいは保護者が著しい障害を負っている家庭のお子さんに奨学金を交付して支援しています。

**対象** 保護者(父親または母親など)が病気や災害(道路上の交通事故をのぞく)、自死(自殺)などで死亡、あるいは著しい障害を負っている家庭のお子さん

## 交通遺児育英会奨学金

**問** 公益財団法人交通遺児育英会 ☎03-3556-0773 フリーダイヤル 0120-521-286

保護者などが道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の高校生以上の生徒・学生に奨学金を貸与(一部給付制度あり)して進学援助を行い、将来、社会有用な人材を育成することを目的としています。

**対象** 保護者のかた(主に父親か母親)が道路上の交通事故で亡くなられたか、または後遺障害者(自賠保施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害、または、身体障害者福祉法の第1級から第4級までの障害)になったため、働けず経済的に困っている家庭の子女で、高等学校以上の学校に在籍している生徒・学生

